

■ 服装規定について

服装等については、「常に清潔で正しく着用する」「華美になることなく流行に惑わされない」「高校生としての品位を保つ」の3点を基本として、次のとおり規定しています。

※本校の身だしなみ指導は、面接試験に通用することを基本としています。

服	冬	男	一年間	<ul style="list-style-type: none"> ○学校指定の紺色ブレザー（三つボタン型） 指定ボタン ○学校指定のグレー地スラックス（紺の格子、ツータック型） ○学校指定のオリジナルシャツ（白色） 指定ネクタイ ○学校指定のニットベスト・セーター（紺色Vネック、胸元刺繍入り）
		女子	して可	<ul style="list-style-type: none"> ○学校指定の紺色ブレザー（三つボタン型） 指定ボタン ○学校指定のグレー地スカート（紺の格子、16本車襷） ○学校指定のオリジナルブラウス（白色） 指定リボン ○学校指定のニットベスト・セーター（紺色Vネック、胸元刺繍入り）
服	夏	男	夏期	<ul style="list-style-type: none"> ○学校指定のオリジナルシャツ、長袖または半袖。ネクタイはなくてもよい ○学校指定のグレー地スラックス、夏用を着用してもよい。 ○学校指定のニットベスト・セーターを着用してもよい。
		女子	の	<ul style="list-style-type: none"> ○学校指定のオリジナルブラウス、長袖または半袖。リボンはなくてもよい ○学校指定のグレー地スカート、夏用を着用してもよい。 ○学校指定のニットベスト・セーターを着用してもよい。
防	コート			<ul style="list-style-type: none"> ○防寒衣（ブレザーの上に着用できるもの） <p>コートは、華美でない落ち着いたものを着用すること。 ブレザーの上に着用できないパーカー等の着用は認められません。</p>
		手袋	マフラー	<ul style="list-style-type: none"> ○派手でないもの。マフラーは長すぎないもの。 レグウォーマーは不可とする。
ソックス				<ul style="list-style-type: none"> ○靴下は華美でない色のソックス、ハイソックスとする。 但しルーズソックスは不可とする。
通学用靴				<ul style="list-style-type: none"> ○特に規定は設けないが、動きやすく高価でないものが望ましい。 （注）ただし、サンダル類・クロックス類は不可とする。
通学用靴				<ul style="list-style-type: none"> ○特に規定は設けないが、学習用品が十分入り、高価でないものが望ましい
そ の 他	上履き			<ul style="list-style-type: none"> ○学校指定のスリッパ（学年別色指定）
	装飾品			<ul style="list-style-type: none"> ○華美な装飾品は身につけないこと。 ○化粧・ピアスは禁止する。

※移行期間5月1日より10月31日までは、夏服（上着はカッターシャツのみ）でもよい。

※制服以外の着用は認めない。

※制服の無断・不正加工は禁止する。問題行動として指導処置の対象となる。

※スカート丈は、膝がしらにかかる長さが基本です。

■ 頭髪等について

頭髪についても、端正で常に清潔にしておくことが基本です。

頭 髪	<ul style="list-style-type: none">・髪型は清楚なものとしします。・頭髪の加工（パーマ、染色脱色、エクステンションなど）は禁止です。・長髪を束ねるときは、華美なヘアアクセサリーの使用は避けること。・過度のヘアーアイロンやドライヤーの使用は、頭髪を傷めるおそれがあります。変色がはなはだしい場合は、染毛等の改善指導があります。（染色が体質と合わない場合は生徒指導と相談すること。）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・化粧、ピアス、カラーコンタクト（ディファイン含む）・つけ爪・マニキュア・ネイルアート・カラーリップ（薬用でも色つきは禁止）、まゆ毛の加工（まゆ毛のそりおとしまゆ毛ぬき、まゆ毛の染色・脱色）、まつげの加工（まつげエクステ、つけまつげ等）アイプチ、額のそりこみ、極端なはえぎわのそり上げなどは禁止です。

■ バイク・四輪の自主規制について

★「自転車・バイク・歩行者のマナーアップ運動」の実施について

滋賀県公立高等学校PTA連合会では、昭和51年から高等学校在学中にはバイクの「免許は取らない」・「乗らない」・「買わない」という、生徒の交通事故防止に関する『三ない運動』の自主規制を実施しています。また、昭和54年からは、これに四輪自動車を含め、さらに昭和62年には、「親は子どもの要求に負けない」という項目をつけ加え、『3+1ない運動』の自主規制として、関係機関のご協力を得て一層の成果をあげるべく努力しています。このことを受け、本校でも、取り返しのつかない交通事故を未然に防止するという観点に立ち、原付自転車や自動二輪車の免許取得を規制していますのでご理解とご協力をお願いします。

○禁止・制限の内容について

- (1) バイクは、在学中は免許取得禁止です。
- (2) 自動車は、3年生の2学期末試験（12月初旬）終了後、所定の手続きをした者については、教習所入所を認めます。取得と同時に免許証を学校に預けること。詳しい説明は3年生の2学期に行います。

■ 携帯電話・スマートフォン等に関する指導について

携帯電話、スマートフォン等の学校生活に必要なものは、原則として学校に持って来てはいけません。ただし、やむを得ず持参した場合は、次のことを厳守して使用してください。

- 1 授業中は、予鈴で必ず電源を切って、しまっておくこと。
(使用については、休み時間と放課後に限る。)
- 2 スマートフォン等は立ち止まって使用し、廊下など移動しながら使用しないこと。
- 3 紛失や破損のないよう注意し管理すること。
- 4 定期考査中は、電源を切り、カバンの中に入れ、カバンは廊下に出しておくこと。
(試験会場 (教室) へ持ち込んだ場合は、不正行為とし指導の対象となります。)
- 5 SNS上のツイッター、メール、ライン、インスタグラム等でのやり取りは、細心の注意をはらい行うこと。